

## 船舶事故調査報告書

平成29年8月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月24日 10時40分ごろ
発生場所	福岡県福岡市能古島南方沖 能古島灯台から真方位187° 2.2海里付近 （概位 北緯33° 36.0′ 東経130° 17.9′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>エフエム エーエス</sup> FM-AS21は、西進中、また、水上オートバイ <sup>アンド</sup> リブ&まるは、漂流中、両船が衝突した。 リブ&まるは、船長及び同乗者が骨折等の重傷を負い、後部座席の擦過傷等を生じ、また、FM-AS21は、船長及び同乗者が負傷し、左舷中央部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート FM-AS21、1.6トン 290-63440福岡、西戸崎開発株式会社 5.71m (Lr) × 2.29m × 1.23m、FRP ガソリン機関、84.6kW、平成26年4月 B 水上オートバイ リブ&まる、0.1トン 290-63971福岡、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、221kW、平成27年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 女性 25歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年11月25日 免許証交付日 平成26年11月26日 （平成31年11月25日まで有効） B 船長B 男性 41歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年11月25日 免許証交付日 平成26年11月26日 （平成31年11月25日まで有効） 同乗者B 男性 37歳

死傷者等	A 軽傷 2 人（船長 A 及び同乗者 A） B 重傷 2 人（船長 B 及び同乗者 B）
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 後部座席に擦過傷、座席後部のグリップに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、船長 B の友人 1 人（以下「同乗者 A」という。）を乗せ、平成 28 年 8 月 24 日 10 時 30 分ごろ能古島南方沖で主機を停止して B 船と共に漂流した後、西進を始めた B 船を追走しようとして主機を始動した。</p> <p>船長 A は、立って両手で舵輪を持ち、主機を回転数毎分（rpm）約 2,000 にかけて B 船の正船尾方僅か右舷側を追走していたところ、突然、船体が跳ねるような衝撃を受けて意識を失った。</p> <p>同乗者 A は、衝撃を受けた際、船長 A が転倒しそうな様子を認め、船長 A を支えようと思って立ち上がろうとしたところ、船長 A と共に転倒して甲板上に全身を打ち付けた。</p> <p>船長 A は、その後、操縦席と助手席との間の通路で意識を回復して立ち上がり、急いで主機を停止するとともに周囲を確認したところ、A 船の船尾方の海面上に、船長 B、同乗者 B 及び漂流している B 船を認めた。</p> <p>船長 A は、同乗者 A と共に泳いで、意識を失っていた船長 B 及び同乗者 B の救助に向かった。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、同乗者 B を後部座席に乗せ、共に漂流していた A 船に先行して西進を開始した。</p> <p>船長 B は、西進中、船尾方を振り返って A 船を見たところ、まだ A 船が動き始めていないように見えたので、A 船が追い付くのを待つこととして停船し、再度、船尾方を振り返って A 船が動いているのを認めた。</p> <p>船長 B は、A 船が B 船に追い付けば、安全な距離を隔てて B 船に並んで停船するものと思い、操縦席とハンドルとの間に備えられたオーディオ設備の操作を始め、同乗者 B と会話をしながら、曲や音量の切替えを行っていたところ、10 時 40 分ごろ衝撃を受けて意識を失った。</p> <p>同乗者 B は、船長 B と会話をするなどしていたところ、突然、衝撃を受けて意識を失った。</p> <p>船長 B は、船長 A に起こされ意識を回復した後、同乗者 B が同乗者 A に救助されて B 船上に乗せられている状況を見た。</p> <p>船長 B は、船長 A の援助を受けて B 船に乗り、B 船を操縦して船長 A が戻っていた A 船に接近させ、A 船に移乗して同乗者 B を A 船上に引き上げて負傷の状況を確認した。</p>

	<p>船長Bは、船長Aに事故が発生して負傷者が生じている旨を‘A船が所属するマリナー’（以下「本件マリナー」という。）に電話するよう依頼した。</p> <p>本件マリナーの担当者は、船長Aから連絡を受け、海上保安庁に本事故発生<sup>の</sup>通報を行うとともに119番通報によって救助を要請した後、同僚3人と共にボート2隻と水上オートバイ1隻に分乗して本事故発生場所に向かった。</p> <p>同乗者Bは、A船から消防ヘリに引き上げられ、船長Bは、本件マリナーのボートで本件マリナーまで運ばれた後、待機していた救急車に引き継がれ、それぞれ別の病院に搬送された。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、海上保安庁による調査に立ち会った後に本件マリナーに戻り、病院で受診した。</p> <p>A船は、本件マリナーの担当者の操船により、B船は、本件マリナーが手配した水上オートバイにえい航され、それぞれ本件マリナーに到着し、陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、脳震盪<sup>とう</sup>及び左膝打撲擦過傷により全治3日間との初期診断を受けたものの、別の病院で受診したところ、右橈骨遠位端骨折と診断され、約28日間の通院加療を要した。</p> <p>同乗者Aは、全身打撲と診断され、全治6日間の通院加療を要した。</p> <p>船長Bは、多発肋骨骨折、横突起骨折、下顎骨骨折、顔面挫創、外傷性血胸と診断され、約60日間の安静加療を要した。</p> <p>同乗者Bは、右大腿骨頸部転子部骨折、左頸尺骨骨幹部骨折、左寛骨臼骨折により、手術を受けた。</p> <p>船長Bは、船長A、同乗者A及び同乗者Bと共に11時00分開始予定で能古島北東岸のバーベキュー会場を予約していたところ、10時30分ごろ能古島南東方沖で両船が合流した際に、予約時刻までの時間調整の目的で能古島を時計回りに航行して会場に向かう旨を船長Aに伝えた。</p> <p>A船は、海上平穩時、主機を約2,000rpmで直進した際、約10ノット（約18.5km/h）の対地速力となる。</p> <p>船長A、同乗者A、船長B及び同乗者Bは、全員救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、能古島南方沖において、B船を追走する態勢で西進中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊を始</p>

	<p>めたB船に向けて航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aの見張りの状況については、本人が意識を失い記憶していないことから、明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、能古島南方沖において、船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、オーディオ設備の操作をしていて、A船に対する見張りを行っていなかったことから、A船が船尾方からB船に向けて接近することに気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船がB船に追い付けば、安全な距離を隔てて停船すると思っていたことから、オーディオ設備の操作をしていたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、能古島南方沖において、A船が、B船を追走する態勢で西進中、B船が、船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、また、船長BがA船に対する見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

